

令和 5 事業年度
後期高齢者医療特別会計

(添付書類)

事業報告書
決算報告書

社会保険診療報酬支払基金

令和 5 事業年度
事業報告書

令和5事業年度後期高齢者医療制度関係業務 事業報告書

1. 後期高齢者医療制度関係業務の概要

(1) 事業内容

高齢者の医療の確保に関する法律の定めるところにより、次の業務を行うこと。

- ア 保険者から支援金等を徴収すること。
- イ 広域連合に対し交付金を交付すること。
- ウ 前記ア及びイの業務に附帯する業務を行うこと。

(2) 職員の定数及びその前事業年度末との比較

区 分	令和5事業年度	令和4事業年度末
職員定数	20名	20名

(3) 沿 革

年 月	事 業 内 容 の 沿 革
平成20年4月	高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療制度関係業務を開始した。

(4) 設立の根拠

社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）

(5) 後期高齢者医療制度関係業務を行う根拠となる法律

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

(6) 主管省庁名

厚生労働省

2. 役員の定数並びに各役員の氏名、役職、任期及び経歴

(1) 役員の定数

本特別会計による理事1名

(2) 役員の氏名、役職、任期及び経歴（令和6年3月31日現在）

氏名	役職	任期	経歴
山崎 章一	専務理事	令和5年7月1日～ 令和7年6月30日	元社会保険診療報酬支払基金 常任顧問

3. その事業年度及び過去3事業年度以上の事業の実施状況

(1) 令和5事業年度

ア 事業計画の実施の結果

(ア) 支援金等の徴収

令和5事業年度における支援金等の予定額は

後期高齢者支援金	6,882,552,142 千円
後期高齢者関係事務費拠出金	402,350 千円
計	6,882,954,492 千円

であって、これに対する支援金徴収決定額は

後期高齢者支援金	6,884,616,840 千円
後期高齢者関係事務費拠出金	406,500 千円
計	6,885,023,341 千円

であった。

この支援金等徴収決定額に対し収入済額は

後期高齢者支援金	6,365,943,843 千円
後期高齢者関係事務費拠出金	376,091 千円
計	6,366,319,935 千円

であって、差し引き

後期高齢者支援金	518,672,997 千円
後期高齢者関係事務費拠出金	30,409 千円
計	518,703,406 千円

については、収入未済額として翌年度へ繰り越すこととした。

令和5事業年度に繰り越された令和4事業年度の収入未済額

後期高齢者支援金	475,438,521 千円
後期高齢者関係事務費拠出金	30,763 千円
計	475,469,284 千円

については、年度内に全額が収入となった。

(イ) 交付金の交付

令和5事業年度における交付金の予定額は

7,231,631,537 千円

であって、これに対し、交付金の交付決定額は、

7,114,442,633 千円

であった。

この交付決定額に対し支出済額は

6,539,575,310 千円

であって、差し引き

574,867,323 千円

については、支払未済額として翌年度へ繰り越すこととした。

令和5事業年度に繰り越された令和4事業年度の支払未済額

538,997,481 千円

については、年度内に全額を支出した。

令和5事業年度において交付決定した令和4年度分に係る交付金の確定額は、

6,717,839,908 千円

であって、令和4事業年度において交付決定した令和4年度分に係る概算交付金の決定額は、

6,735,479,524 千円

であった。この精算にあたっては次のとおり返還請求又は追加交付を行った。

交付金の返還請求決定額は、

22,111,127 千円

であった。

また、交付金の追加交付決定額は、

4,471,512 千円

であった。

イ 資金計画の実施の結果

令和5事業年度における資金計画は、収入及び支出とも

事業費勘定	8,104,760,360 千円
事務費勘定	808,843 千円
計	8,105,569,203 千円

を予定したが、収入済額及び支出済額はともに

事業費勘定	7,535,717,419 千円
事務費勘定	846,817 千円
計	7,536,564,236 千円

であって、差し引き

事業費勘定については 569,042,940 千円

減少し、

事務費勘定については 37,974 千円

増加した。

なお、資金計画の実施状況の明細は、次表のとおりである。

資 金 計 画 実 績 表

[事業費勘定]

支			出			入		
区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)	区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)	
	千円	千円	千円		千円	千円	千円	
後期高齢者交付金	7,192,312,103	7,078,572,791	△ 113,739,311	前年度からの繰越金	571,487,904	643,806,774	72,318,870	
事務費勘定へ繰入	582,350	586,019	3,669	後期高齢者 支援金収入	6,839,815,958	6,841,382,364	1,566,406	
その他の未払金	—	16,926,413	16,926,413	後期高齢者関係 事務費拠出金収入	402,408	406,854	4,446	
借入金利息	1	—	△ 1	その他の未払金	—	27,970,916	27,970,916	
後期高齢者支援金 精算返還金	1,734	1,733	△ 0	借入金	610,000,000	—	△ 610,000,000	
予備費	693,054,090	—	△ 693,054,090	雑収入	3,695	9,288	5,593	
翌年度への繰越金	218,810,082	439,630,461	220,820,379	後期高齢者交付金 精算返還金	83,050,394	22,111,127	△ 60,939,266	
				拠出金事業費返還金	1	30,092	30,091	
合 計	8,104,760,360	7,535,717,419	△ 569,042,940	合 計	8,104,760,360	7,535,717,419	△ 569,042,940	

資 金 計 画 実 績 表

[事務費勘定]

支		出		収 入			
区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)	区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)
事 務 取 扱 費	千円 533,824	千円 338,700	千円 △ 195,123	前年度からの繰越金	千円 223,481	千円 259,259	千円 35,778
役職員諸給与	223,932	224,847	915	事業費勘定からの受入	582,350	586,019	3,669
管 理 諸 費	309,892	113,853	△ 196,038	そ の 他 の 収 入	2,994	1,536	△ 1,457
そ の 他 の 支 出	107,766	70,592	△ 37,173	雑 収 入	18	2	△ 15
翌年度への繰越金	167,253	437,523	270,270				
合 計	808,843	846,817	37,974	合 計	808,843	846,817	37,974

ウ 借入金

該当なし

エ 財政投融資資金の受入れ

該当なし

オ 国からの補助金等

該当なし

(2) 過去3事業年度

ア 事業計画の実施の結果

令和2事業年度から令和4事業年度の事業計画の実施の結果は、次表のとおりである。

支援金等

(単位：千円)

区 分	年度	予 定 額	徴収決定額	収 入 済 額	収 入 未 済 額
支 援 金	2	6,512,568,402	6,516,923,090	6,032,844,776	484,078,314
	3	6,564,961,847	6,569,287,337	6,075,823,738	493,463,599
	4	6,368,412,751	6,369,575,067	5,894,136,546	475,438,521
事務費拠出金	2	422,717	423,669	392,285	31,384
	3	418,039	418,854	387,414	31,440
	4	411,055	412,932	382,169	30,763

各年度の収入未済額は、翌年度に全額収入となった。

交付金

(単位：千円)

区 分	年度	予 定 額	交付決定額	支 出 済 額	支払未済額
交 付 金	2	6,839,782,029	6,394,033,824	5,923,779,795	470,254,029
	3	6,825,184,960	6,573,577,675	6,044,383,839	529,193,836
	4	6,931,028,706	6,735,479,524	6,196,482,043	538,997,481

各年度の支払未済額は、翌年度に全額支出した。

イ 資金計画の実施の結果

令和2事業年度から令和4事業年度の資金計画の実施の結果は、次表のとおりである。

〔事業費勘定〕

(単位：千円)

年 度	区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)
2	支 出	7,674,477,400	7,188,620,725	△ 485,856,674
	収 入	7,674,477,400	7,188,620,725	△ 485,856,674
3	支 出	7,869,980,561	7,419,768,230	△ 450,212,330
	収 入	7,869,980,561	7,419,768,230	△ 450,212,330
4	支 出	7,876,868,264	7,387,224,048	△ 489,644,215
	収 入	7,876,868,264	7,387,224,048	△ 489,644,215

〔事務費勘定〕

(単位：千円)

年 度	区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)
2	支 出	672,695	685,526	12,831
	収 入	672,695	685,526	12,831
3	支 出	667,925	665,577	△ 2,347
	収 入	667,925	665,577	△ 2,347
4	支 出	681,405	687,707	6,302
	収 入	681,405	687,707	6,302

ウ 借入金

該当なし

エ 財政投融资資金の受入れ

該当なし

オ 国からの補助金等

該当なし

4. 後期高齢者医療制度関係業務の一部の委託を受け、又は後期高齢者医療制度関係業務に関連する事業を行っている一般社団法人又は一般財団法人その他の団体であって、支払基金が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針に係る決定を支配し、又はそれらに対して重要な影響を与えることができるもの（以下「関連一般社団法人等」という。）の名称、事務所の所在地、基本財産を有するときはその額、事業内容、役員の数、代表者の氏名、職員数及び支払基金との関係

該当なし

5. 支払基金と関連一般社団法人等との関係の概要

該当なし

6. 支払基金が対処すべき課題

後期高齢者医療制度関係業務の重要性にかんがみ、今後の医療制度改革の動向等を踏まえつつ、今後においても関係機関との緊密な連携のもとに適正、円滑で効率的な業務運営に努める必要がある。

令和5事業年度 決算報告書

1. 令和5事業年度後期高齢者医療特別会計収入支出決算書
2. 予算総則に規定した事項に係る予算の実施結果

1. 令和5事業年度後期高齢者医療特別会計収入支出決算書

1. 事業費勘定

令和5事業年度における事業費勘定の

収入決定済額は 7,256,416,230 千円
であって

支出決定済額は 7,115,030,386 千円
であった。

したがって、収入が支出を 141,385,844 千円
超過した。

また、この勘定の損益計算上の利益は 141,385,844 千円
であって、高齢者の医療の確保に関する法律第146条第1項の規定により、
141,385,844 千円

を、積立金（別途積立金）として整理することとした。

2. 事務費勘定

令和5事業年度における事務費勘定の

収入決定済額は 621,661 千円
であって

支出決定済額は 577,014 千円
であった。

したがって、収入が支出を 44,647 千円
超過した。

なお、この超過金額については、収入予算として高齢者の医療の確保に関する法律第144条による厚生労働大臣の認可を受けることにより、高齢者の医療の確保に関する法律第139条第1項各号に掲げる業務に関する事務の処理に要する経費に充てることとした。

3. 収入支出決算に係る事業費勘定及び事務費勘定それぞれの各款項の総額を示せば、次表のとおりである。

令和5事業年度後期高齢者医療特別会計
事業費勘定収入支出決算書

[収入の部]

科 目	収入予算額	収入決定済額	収入予算額と収入決定済額との差額	備考
(款) 後期高齢者支援金収入	千円 6,882,954,492	千円 6,885,023,341	千円 2,068,849	
(項) 後期高齢者支援金収入	6,882,552,142	6,884,616,840	2,064,698	
(項) 後期高齢者関係収入	402,350	406,500	4,150	
(項) 後期高齢者関係収入	349,261,130	349,260,647	△ 482	
(項) 受 入 金	349,261,130	349,260,647	△ 482	
(項) 受 入 金	610,000,000	—	△ 610,000,000	
(項) 借 入 金	610,000,000	—	△ 610,000,000	
(項) 借 入 金	83,054,090	22,132,240	△ 60,921,849	
(項) 雑 収 入	3,695	8,667	4,972	
(項) 雑 収 入	83,050,394	22,111,127	△ 60,939,266	
(項) 後期高齢者交付金精算返還金	1	12,445	12,444	
(項) 抛 出 金 事 業 費 返 還 金				
合 計	7,925,269,712	7,256,416,230	△ 668,853,481	

[支出の部]

科 目	支出予算額	前事業年度の繰越額	予備費使用額	流用増△減額	支出予算現額	支出決定済額	翌年度への繰越額	不 用 額	備 考
(款) 後期高齢者交付金	千円 7,231,631,537	千円 —	千円 4,465,235	千円 —	千円 7,236,096,772	千円 7,114,442,633	千円 —	千円 121,654,138	
(項) 後期高齢者交付金	7,231,631,537	—	4,465,235	—	7,236,096,772	7,114,442,633	—	121,654,138	
(款) 事務費勘定へ繰入	582,350	—	4,151	—	586,501	586,019	—	481	
(項) 事務費勘定へ繰入	582,350	—	4,151	—	586,501	586,019	—	481	
(款) 借入金償還金	1	—	—	—	1	—	—	1	
(項) 借入金利息	1	—	—	—	1	—	—	1	
(款) 諸 支 出 金	1,734	—	—	—	1,734	1,733	—	0	
(項) 後期高齢者支援金精算返還金	1,734	—	—	—	1,734	1,733	—	0	
(款) 予 備 費	693,054,090	—	△ 4,469,386	—	688,584,704	—	—	688,584,704	予備費使用理由は、別紙のとおり
(項) 予 備 費	693,054,090	—	△ 4,469,386	—	688,584,704	—	—	688,584,704	
合 計	7,925,269,712	—	—	—	7,925,269,712	7,115,030,386	—	810,239,325	

令和5事業年度後期高齢者医療特別会計
事務費勘定収入支出決算書

[収入の部]

科 目	収入予算額	収入決定済額	収入予算額と収入決定済額との差額	備考
(款) 事業費勘定からの受入	千円 582,350	千円 586,019	千円 3,669	
(項) 事業費勘定からの受入	582,350	586,019	3,669	
(款) 受 入 金	22,784	22,783	△ 0	
(項) 受 入 金	22,784	22,783	△ 0	
(款) 雑 収 入	17,179	12,858	△ 4,320	
(項) 雑 収 入	17,179	12,858	△ 4,320	
合 計	622,313	621,661	△ 651	

[支出の部]

科 目	支出予算額	前事業年度の繰越額	予備費使用額	流用増△減額	支出予算現額	支出決定済額	翌年度への繰越額	不 用 額	備 考
(款) 事務取扱費	千円 596,880	千円 —	千円 —	千円 —	千円 596,880	千円 577,014	千円 —	千円 19,865	
(項) 役員諸給与	223,904	—	—	—	223,904	223,849	—	54	
(項) 退職給付引当預金への繰入	63,236	—	—	—	63,236	63,220	—	15	
(項) 管理諸費	309,740	—	—	—	309,740	289,945	—	19,794	
(款) 予備費	25,433	—	—	—	25,433	—	—	25,433	
(項) 予備費	25,433	—	—	—	25,433	—	—	25,433	
合 計	622,313	—	—	—	622,313	577,014	—	45,298	

(別紙)

事業費勘定予算予備費使用理由書

事業費勘定予算予備費について、社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度関係業務に係る財務及び会計に関する省令（平成 20 年厚生労働省令第 16 号）の規定により行った予備費使用理由は、次のとおりである。

令和 5 年度の後期高齢者関係事務費拠出金について、保険者の新設による後期高齢者関係業務事務費の増収に伴う事務費勘定へ繰入に不足が生じること及び令和 4 年度後期高齢者交付金の確定に伴い追加交付となり、令和 5 年度後期高齢者交付金の既定予算額に不足が生じることから、予備費の使用を行ったものである。

2. 社会保険診療報酬支払基金の高齢者医療制度 関係業務に係る財務及び会計に関する省令 (平成20年厚生労働省令第16号)第14条第 2項の規定による予算総則に規定した事項に 係る予算の実施結果

令和5事業年度後期高齢者医療特別会計予算総則(以下「総則」という。)に規定した事項に係る予算の実施結果は、次のとおりである。

1. 総則第2条の規定による経費の流用は、行わなかった。
2. 総則第3条の規定による経費の翌事業年度への繰り越しは、行わなかった。
3. 総則第4条の規定による借入金の限度額は610,000,000千円であって、これに対する借入額(本年度において借入れた短期借入金のうち、年度内に資金不足のため償還することができなかった金額について、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第147条第3項の規定により厚生労働大臣の認可を受けて行った借換え額)は、なかった。